

九州大学大学院比較社会文化研究科・学府同窓会会則

第一条（名称）

本会は九州大学大学院比較社会文化研究科・学府同窓会（略称比文同窓会）と称する。

第二条（目的）

本会は会員の友好親睦と知識の交換を図り、あわせて九州大学大学院比較社会文化学府の発展に貢献することを目的とする。

第三条（事業）

本会は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1) 総会、懇親会など集会の開催
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 会報などの発行および送付
- (4) その他目的達成のために必要と思われる事業

第四条（事務局）

本会はその事務局を九州大学大学院比較社会文化学府内におく。

第五条（地区支部）

本会は必要に応じて地区支部をおくことができる。

第六条（会員）

本会はつぎの者をもって構成する。

- (1) 普通会員：九州大学大学院比較社会文化研究科・学府に在学した者および在学する者。
- (2) 協賛会員：九州大学大学院比較社会文化学府在職の教員および同研究科・学府にかつて在職した教員。
- (3) 特別会員：その他とくに幹事会で承認をえた者。

第七条（役員）

本会はつぎの役員を置く。

- (1) 名誉会長は九州大学大学院比較社会文化学府長とする。
- (2) 会長（1名）、副会長（2名）、幹事（若干名）、会計監事（2名）は総会出席会員の過半数の賛成により選出され、任期は3年とする（但し、再任を妨げない）。幹事会は、会長、副会長、幹事の諸役員によって構成され、役員は本会運営上の重要事項を審議決定する。

- (3) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときにその職務を代行する。
- (5) 幹事は、各自業務を分担する。なお、幹事の選出にあたっては専攻、在学年次などを考慮するものとする。
- (6) 幹事については、役員会での承認を得た上で、会長の委嘱により選出することも出来るものとする。
- (7) 会計監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会にて報告する。

第八条（総会）

本会は毎年1回通常総会を開催する。ただし必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

通常総会はずぎの事項を審議し、決定する。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) 役員を選任、会則の制定と変更に関する事項
- (3) 本会の事業運営に関する事項

第九条（経費）

本会の経費は会員の会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。会費は幹事会の定める会費規定によるものとする。

第十条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日にはじまり、同年の12月31日に終わる。

会費規定

- 1. 会費は終身会費制とし、その額を20000円とする。
- 2. 必要に応じて臨時経費を徴収することができる。
- 3. 会費規定は幹事会の議により変更することができるが、総会の承認を必要とする。

付則

本会則は 2004 年 11 月 20 日に制定され、同日より施行する。

2006 年 3 月 27 日、会則および会費規定を改正し、同日より施行する。